

目指す児童像

- ・人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- ・現段階での課題を発見し、他者とも協働しつつ行動し、解決のための努力を続けられる子ども
- ・課題に応じた目標を設定し、仲間とスポーツや運動に親しむ中で心身の調和的発達を遂げられる子ども

●目標策定の方針

調布市教育プラン 1-1-3
「いじめの防止と対応」
児童の実態
*コミュニケーション経験の不足から相手の考えや思いを受け止めることができない子どもがいる。
保護者・地域の願い
*学校が楽しいと思える子どもを育成してほしい。
*互いに助け合い、よりよい人間関係を築ける学校であってほしい。
学校運営協議会委員の意見
*子どもたちが安心・安全に過ごせる環境であってほしい。

●いじめ防止対策に関する法令等

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

いじめ防止等に関する学校の目標

- 教職員は、組織的にいじめの未然防止・早期発見・即時解決を徹底する。
- 教職員は、いじめられている子どもを徹底して守り通す。
- 教職員は、適切なSNSの使い方を理解させる指導を行うとともに、SNS学校ルールを検討・改訂し、いじめにつながるような行動を未然に防ぐ。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を児童に徹底させる。
- 「いじめはどこにでも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、学校・家庭・関係諸機関・地域社会の連携を推進する。

●教職員の指導力の向上

- ・生活指導部会が主催するいじめの未然防止のための資料を活用した研修会を年3回実施する。
- ・子どもが発する変化の兆候を積極的に受け止める。
- 学校の組織的対応
 - ・いじめ防止対策委員会(校長+副校長+生活指導主幹+養護教諭+SCで構成)を設置し、定例会議を行って事案の確認と方針の決定をする。
 - ・毎週金曜の生活指導夕会で教職員全員で子どもの様子及び指導記録を報告・共有する。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ふれあい月間及び人権週間等において講和、相談先を紹介し、いじめ防止の啓発活動を行う。
- 子どもの思いやりの心を育む道徳教育の充実を図る。
- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、SNS学校ルールを作成して情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- 開かれた学校づくりの推進、地域社会との連携強化を図るために積極的な授業公開を行う。

【早期発見】

- 毎週木曜の学年会で指導の記録を必ず話題に取り上げ、生活指導主幹に集約させることで、複数で確認し、いじめの認知と対応開始の即時性を高める。
- 毎月こころの健康観察を行い、児童一人一人の気持ちや友人関係の変化をつぶさに見とる。
- ふれあい月間において児童にアンケート調査を行い、学級・学年の実態を把握し結果は集約する。
- スクールカウンセラーによる相談室利用の啓発活動及び第5学年全員面接を実施する。
- 副校長を担当者とした「いじめ相談窓口」を開設し、本校ホームページや学校便りにて周知する。
- 保護者と緊密に連携・協力し、家庭及び学校の双方で指導を行う。

●スクールカウンセラーとの連携

- ・児童の実態及び友人関係情報の共有化。5年生との全員面接の実施。
- ・相談に対して学級や学年での個人へのアプローチやケアの検討。

●保護者・地域との連携

- ・保護者との連絡帳や電話、面談等での情報収集。
- ・PTA、学童、児童館等との連絡・情報の収集と連携。

いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合(生活指導主任会報告内容)

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り即時に当事者双方、周りの子どもから個々に聞き取りを行い記録する ・記録を突合させて時系列で事実を整理する。 ・ひとつの事象にとらわれず、また、事実と心情は切り離してフラットに整理し、いじめの全体像を迅速かつ正確に把握する。 ・関係教職員と情報及び認識を共有する。 ★スピードと正確性を両方重視する。 ★いじめられる側の要因は現時点では脇に置き、いじめた側の行為について指導することをブレさせない。 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ★臨時いじめ防止対策委員会の招集。常設メンバーに加え、当該学年全員、SSWで構成し、臨時委員会にて以下5点の方針及び役割分担を決定。 ・指導の柱を明確にする。 ・いじめられた子どもを徹底して守り、見守る体制を整備する。(登下校時・休み時間・清掃時間・放課後等) ・すべての教職員に報告し共通認識を持つ。 ・教育委員会、関係機関に報告し連携する。 ・被害児童の保護者に対応状況を随時知らせ、不安を取り除く。 	<p>③ <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。 ・いじめられている内容や、つらい思いなどを親身に聞き、安心感をもたせる。 ・保護者に報告し、連携を図る。 <加害児童の指導> ・毅然とした態度で臨み、やめさせる。 ・相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかということに気付かせ、反省を促す。 ・いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。 ・学年集会・学級会を開き集団指導を行う ・保護者に伝え、事実認識を共有する。
--	---	---

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合(生活指導主任会報告内容)

- 「八雲台小学校いじめ防止対策委員会」を臨時招集し、緊急対応を行う。
校長+副校長+主幹教諭+養護教諭+SC+SSW+当該学年全員、その他校長が必要と認めるものから構成し、指導の柱、各メンバーの役割、窓口を明確にして対応する。
- 関係諸機関との連携
連携機関⇒(指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等)

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	【各学年、教科全般に渡っていじめの未然防止とつながられる内容は年間を通して実施する】 「いのちと心の教育」・「人権週間」 【例】 国語一言葉で伝えあう大切さ 社会一様々な人で社会が構成されていること 音楽一声を合わせる、旋律を聴き合う 図工一友達の作品のよさを認め合う											
生活指導	【いじめ防止対策委員会(常設・臨時)設置・心の健康観察(毎月)・生活指導夕会(毎週)・いじめ相談窓口開設] 校内の決まり(4月～) ふれあい月間① 5年全員面接 ふれあい月間② ふれあい月間③ セーフティ教室 いじめ防止研修会											
学校行事	入学式・始業式 スポーツフェスタ 運動月間			学芸的行事				運動週間		卒業式		
特別活動	【たてわり活動(6回) 特別支援復籍交流(各学年)】 1年生を迎える会 あいさつ運動① あいさつ運動② 人権週間 6年生を送る会											
道徳	【いじめの未然防止につながる価値項目を3回取り上げ、授業を実施する】 いのちと心の教育月間・道徳授業地区公開講座(12月) 【例】 善悪の判断 信頼・友情 思いやり 自立 自由と責任 生命の尊さ 相互理解・寛容 公正・公平 社会正義											
家庭・地域	【保護者会(学校説明会)4回 個人面談 学校運営協議会(8回) 学校公開(3回)】 調布市防災教育の日 夏祭り 地域運動会 健全ソフボール大会 さくら祭り											